

平成 21 年 3 月 5 日
(独)海上災害防止センター

HNSタンカー資機材・要員確保証明書更新について
(年間証明書をご取得予定の皆様へのお知らせ)

HNS(ケミカル、白物油)タンカー関係の皆様には、弊センターの実施しておりますHNSタンカー資機材・要員確保証明書(以下「証明書」という。)発給サービスをご利用いただき有難うございます。

さて、この証明書発給サービスも年度末に向け、年間証明書の発給作業が締切日である3月19日(木)が近づき最盛期となってまいりました。皆様には、是非、締切日前までのお手続きをお願い申し上げます。

御承知かと思いますが、締切日である3月19日を越えて年間証明書の発行を申し込む場合、HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款第4条第3項に基づき、証明書料金のほかに追加料金(10%、外税)を徴収することとなっておりますので、ご留意のほど、お願い申し上げます。

留意事項 「3月20日以降の年間証明書の申込み」

- ① 3月20日～3月27日の間に年間証明書を申し込む場合は、緊急発行として追加料金を徴収します。
- ② 上記①以降に、21年度の年間証明書(実質の有効開始日は発効日以降)を申し込みたい場合は、あくまで3月19日が締切日として追加料金をいただくことで発行をいたします。ただし、実質の有効期間が11ヶ月以内しかない年間証明書については、希望発行日の3日前であれば追加料金を徴収しません。
- ③ 締切日の3月19日までに申込みを行っていても、弊センターで着金が確認できない場合については、追加料金を徴収します。